

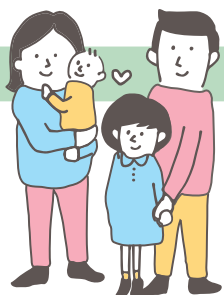
育児休業手当金・育児休業支援手当金について お知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間（無給）中の所得を保障するための給付です。また、育児休業支援手当金は、下記支給要件を満たす場合に、育児休業手当金に上乗せされる給付です。詳細は「福利厚生ハンドブック（令和8年度保存版）」P12～14「4 育児休業中（無給）に受けられる給付」をご確認ください。

育児休業手当金

支給要件

組合員が育児休業を取得したときに支給されます。雇用保険法の規定による育児休業等給付を受けることができる場合は対象外です。



支給期間

- 育児休業に係る子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで給付されます。
- 父母ともに育児休業^{*1}を取得する場合は、**子が1歳2か月を迎える前日までの期間内**で、**育児休業の開始日から最大1年間分^{*2}**の育児休業手当金を請求できます（パパ・ママ育休プラス）。
※1 組合員の配偶者が当該子の1歳の誕生日の前日以前のいずれかの日において育児休業等を取得している必要があります。
※2 出産日および産後休業期間を含め1年間となりますので、組合員が子を産んだ母である場合は本制度に当てはまるケースは稀です。
- 特別な事情に該当した場合（ア）1歳から1歳6か月まで（イ）1歳6か月から2歳まで

支給額

給付は月単位で行います。原則として休業月の翌月24日（土日祝と重なる場合は直後の平日）に支給します。

$$\text{各月の給付額} = \text{標準報酬月額} \times \frac{1}{22} \times \begin{matrix} \text{給付率} \\ 67\% \text{ (180日目まで)} \\ \text{または} \\ 50\% \text{ (181日目以降)} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{支給日数} \\ \text{土・日を除いた日数}^* \end{matrix}$$

※年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

育児休業支援手当金

支給要件

- 次のいずれも満たす場合に給付されます。
- 組合員が、（支給）対象期間^{*3}内に育児休業等を14日以上取得していること
 - 組合員の配偶者が、子の出生日から56日を経過する日の翌日までに育児休業等を14日以上取得していること（配偶者が無職の場合や産後休業を取得している場合等は、組合員の育児休業等の取得状況のみにより給付されます。）

※3 （支給）対象期間

	子の出生日	（支給）対象期間の開始日	（支給）対象期間の終了日
産後休暇をしない方		子の出生日	子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日
産後休暇を取得する方	出産予定日と同日	子の出生日	子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日
	出産予定日より前	子の出生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日
	出産予定日より後	出産予定日	子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日

支給額・支給期間

支給額は標準報酬日額の13%（上限あり）です。

支給期間は、育児休業の開始日から（支給）対象期間内で最大28日間です。土日については支給されません。

請求方法

支給要件に該当する方は、所属所を通して「育児休業手当金請求書」[用紙No. 育休1]をご提出ください。こちらの請求書により、**育児休業支援手当金についても同時に請求することができます**（「育児休業支援手当金請求書」に○をつけてください）。なお、請求内容や育児休業の承認期間が変更された場合にも同様の用紙で「育児休業手当金（育児休業支援手当金）変更 請求書」[用紙No. 育休1]のご提出をお願いします。変更手続が遅れると、返還のご対応をお願いする場合があります。

育児休業手当金の延長給付について

当該子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は育児休業手当金の支給終了日の翌日）において、速やかな職場復帰を図るために保育所への入所を希望し、申込みを行っているが入所できないなどの**特別な事情に該当する場合**には、育児休業手当金を最長で子の2歳の誕生日の前日まで請求することができます。なお、延長給付を受給している期間は自治体発行の入所保留通知書等を毎月提出する必要があります。入手方法については、お申込された各自治体へお問い合わせください。



延長給付を請求される際の注意事項

令和7年4月1日より「育児休業手当金」の延長給付請求時の要件が見直されました。請求される際には、以下の注意事項および「福利厚生ハンドブック（令和8年度保存版）」P13の記載内容をよくご確認の上、手続してください。

■ 子の1歳の誕生日以降の期間について復職を希望している方が対象

延長給付は子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日）以降の期間について、**復職を希望している方が、特別な事情により復職できないとき**に対象となります。**支給対象となるかについては、提出された請求書（1歳時および1歳6か月時）および添付書類により審査を行い、総合的に判断いたします。**

■ 特別な事情 ※詳細は公立学校共済組合東京支部ホームページでご確認ください。

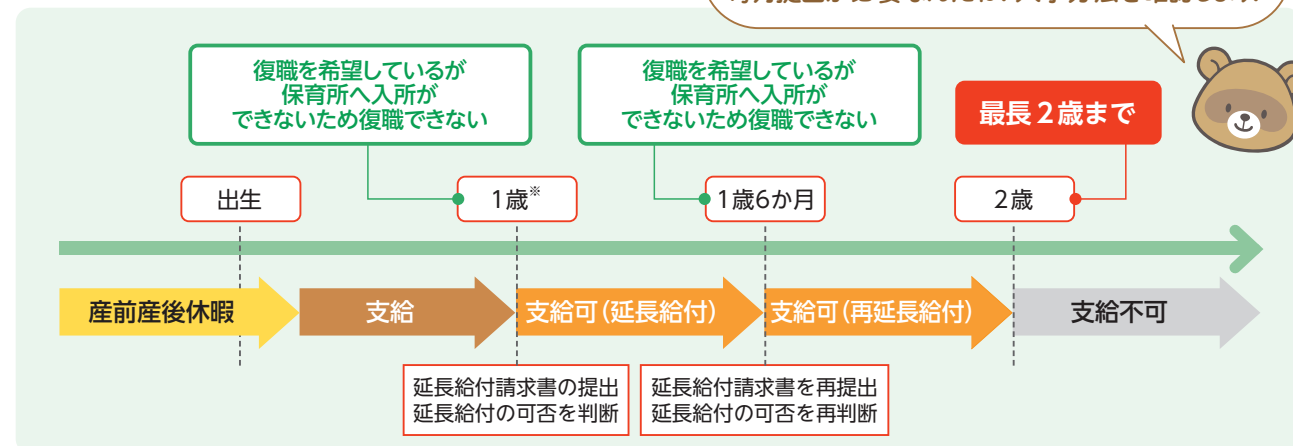
- 子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日）以降の期間について、保育所への入所を希望していたが、入所できなかったとき。
ただし、**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると共済組合が認める場合に限り**ます。
- 子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日）以降の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が、所定の事由により養育を行うことができなくなったとき。

■ 所属所への事前相談・自治体への保育所入所手続が必要

延長給付の請求に当たっては、**事前に復職の時期や育児休業期間の取扱い等について所属所と十分に相談してください**。また、上記「特別な事情」①により延長給付を請求する場合、**あらかじめ自治体に保育所入所申込みを行い、請求期間中は常に入所保留状態である必要があります**。支給要件を満たしていないことが判明した場合には、一旦支給が行われた場合でも返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

特別な事情①による延長給付のイメージ

自治体発行の入所保留通知書等は、毎月提出が必要なんだね！入手方法を確認しよう！



※ パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日



＜詳細はこちら＞

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

03-5320-6827